

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



4
2025

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2025年3月27日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算187号



耳寄り情報1

身近な労働法の解説 —強制貯金の禁止（労基法 18 条 1 項）—

1. 強制貯蓄の禁止とは

強制貯蓄制度は、使用者が、労働者に対して賃金の全部または一部を強制的に貯蓄させて管理するものです。このような制度の下では、労働者の身分的拘束や財産の搾取につながるほか、企業状況により貯蓄金の労働者への払い出しができなくなるケースが起こり得ます。こうしたことから、労基法 18 条 1 項において強制貯蓄を全面的に禁止しています。なお任意の貯蓄金管理では一定条件の下で認められます（同条 2～7 項）。

2. 条文解説

「労働契約に附随して」とは雇入れの条件としてまたは雇入れ後の雇用継続の条件とすることをいいます。「貯蓄の契約をさせ」とは、労働者に社内預金をさせたり、使用者の指定する金融機関（銀行、郵便局、保険会社等）などに預貯金させる契約をすることです。

「貯蓄金を管理する契約」は、「社内預金契約」と「通帳保管契約」の 2 つがあります。社内預金は、使用者が労働者の預金を自ら管理するもの、通帳保管は、使用者が労働者名義の金融機関口座等の通帳・印鑑を管理するものです。

労基法 18 条 1 項では、労働契約に附随した契約として、貯蓄をさせたり貯蓄金を管理することを禁止していますが、同条 2 項以下において、労働者の委託を受けて貯蓄金を管理する任意の社内預金については、以下のような規制の下で認めています。

- (1) 労使協定を締結し、労働基準監督署へ届け出る（2 項）
- (2) 貯蓄金管理規程を定め、周知する（3 項）
- (3) 厚生労働省令で定める利率以上の利子をつける（4 項）
- (4) 労働者が返還を求めたときは遅滞なく返還する（5 項）
- (5) 5 項の規定違反の場合で、預貯金の管理を継続することが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、使用者は労働基準監督署による中止命令を受けることがある（6 項）
- (6) 6 項の中止命令を受けた使用者は、遅滞なく預貯金を労働者に返還する（7 項）
- (7) 保全措置を講じる（賃確法 3 条）
- (8) 預金管理状況を労働基準監督署に報告する（労基則 57 条 3 項）

その他、「社内預金制度の運用について」（昭 52・1・7 基発 4 号）が参考になります。

3. 本条違反

労基法 18 条 1 項に違反した場合には、6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます（労基法 119 条 1 項）。又同条 7 項に違反した場合には、30 万円以下の罰金に処せられます（労基法 120 条 1 項）。

下関商業高校事件 最高裁昭和55年7月10日第一小法廷判決（退職勧奨）

事案の概要

下関商業高校事件は、昭和40年度末から何年にも及んで、退職勧奨を拒否している高校教諭2名に対して学校長や教育委員会の職員が勧奨をし続けたという事件です。

昭和44年度末には、退職勧奨に応じない旨を示しているにもかかわらず、3~4か月の間に計10回以上職務命令として教育委員会への出頭を命じられて、複数人の職員から20分から120分にわたり退職勧奨されました。

また、教育委員会の職員から「優遇措置もないまま退職するまで勧奨を続ける」「勧奨に応じない限り所属組合の要求にも応じない」などと述べられたりして**さまざまな心理的圧力**を加えられました。

この件に関し最高裁は、異例の数年にわたり勧奨を続けたり、**短期間に10回以上の退職勧奨や自発的な意思形成を阻害するような心理的圧力**を加えることは**違法な退職勧奨（退職強要）**だと判断した。

退職勧奨が違法となる場合は？

退職勧奨が違法となる場合は、程度にもよりますが、**労働者が退職勧奨を断っているにもかかわらず執拗に退職を迫ったとき**です。

又**暴言や脅迫・強要**などによって従業員の自由な意思を阻害した場合も違法となる可能性が高いです。退職勧奨に関する事項は、労働基準法をはじめとした労働法には記載されていません。しかし、判例上の見解によると、下記の点を考慮して違法な退職勧奨かどうか判断されています。

- 本人が対象勧奨を拒否しても退職勧奨を続けているか
- 面談の回数、時間
- 退職勧奨の期間
- 会社側の言動（脅迫や侮辱があったかなど）

◆**金ちゃん先生の一言** 『いかに必要であったにしても、任意退職を求める以上、強要にわたる行為が許されないことは言うまでもない。という事ですね。』

金ちゃん先生行状記 知り合いとのラウンドで楽しかったでSHOW

弥生ある日にホームコース「伏尾ゴルフ倶楽部」で※元の職場で一緒だった方、顧問先の方と知合いの方の4名でラウンド、最初予定日は寒く、1週間後に差替えて行ったところぽかぽか陽気で変更発案者の要請は正解でした。年頃も似通って話が弾み、又ラウンドしたいとの声有り。※の方は15年振りラウンドも昔取った杵柄、好ショットを連発でした！
◆私は左から（ ）番目⇒当たれば粗品進呈⇒ご連絡を！



決定済み
適用待ちの改正

令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。
令和7年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

.....令和7年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕 _____は変更あり（大分県以外は変更あり）

北海道	10.31%	石川県	9.88%	岡山県	10.17%
青森県	9.85%	福井県	9.94%	広島県	9.97%
岩手県	9.62%	山梨県	9.89%	山口県	10.36%
宮城県	10.11%	長野県	9.69%	徳島県	10.47%
秋田県	10.01%	岐阜県	9.93%	香川県	10.21%
山形県	9.75%	静岡県	9.80%	愛媛県	10.18%
福島県	9.62%	愛知県	10.03%	高知県	10.13%
茨城県	9.67%	三重県	9.99%	福岡県	10.31%
栃木県	9.82%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.78%
群馬県	9.77%	京都府	10.03%	長崎県	10.41%
埼玉県	9.76%	大阪府	10.24%	熊本県	10.12%
千葉県	9.79%	兵庫県	10.16%	大分県	10.25%
東京都	9.91%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.09%
神奈川県	9.92%	和歌山県	10.19%	鹿児島県	10.31%
新潟県	9.55%	鳥取県	9.93%	沖縄県	9.44%
富山県	9.65%	島根県	9.94%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.59% (1.60%から変更)
------	-------------------

㊦ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★大分県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。また、全国一律の介護保険料率も変更されますので、結果的にすべての都道府県において、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」が変更されることになります。新たな「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を確認しておくようにしましょう。なお、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、ご質問などがあれば、気軽にお声がけください。

要 確 認

職務給の導入に向けたリーフレット・手引きを公表(厚労省)

この度、その普及を図るため、厚生労働省から、職務給の導入に向けたリーフレット及び手引きが公表されました。リーフレットでは、職務給を導入している企業や職務給を支給されている社員が実感しているメリットなどが紹介されています。手引きでは、職務給を導入している企業の特徴、企業・社員が感じている職務給のメリットのほか、職務給を導入するにあたっての取組み・工夫、職務給の課題が紹介されています。

以下で、そこで取り上げられている「企業が職務給に感じているメリット」を紹介いたします。



.....企業が職務給に感じているメリット（厚労省のリーフレットより）.....

職務給により感じているメリット (n=1349 複数回答、一部項目のみ抜粋)

社員に求める役割・職務の要件が明確になる	56.2%
仕事に応じた賃金を支払うことができる	51.4%
管理職層の確保・定着につながる	49.4%
社員の仕事に対する意欲が高まる	41.6%
中堅社員の確保・定着につながる	37.4%

★「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」は、リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野への労働市場円滑化と並び、三位一体の労働市場改革の柱の一つです。

職務給の導入を検討している企業、又は導入後の運用に悩んでいる企業におかれましては、上記のリーフレットや手引きを確認しておきたいところです。必要であれば、その内容の説明や具体的な提案をさせていただきます。

施行待ちの改正

「令和7年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。適用は、本年（令和7年）4月1日からとなります。

⑥ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	24,300	810	200	280	330
2 青森	23,400	780	200	270	310
3 岩手	23,400	780	200	270	310
4 宮城	23,400	780	200	270	310
5 秋田	23,700	790	200	280	310
6 山形	24,000	800	200	280	320
7 福島	23,400	780	200	270	310
8 茨城	23,400	780	200	270	310
9 栃木	23,400	780	200	270	310
10 群馬	23,100	770	190	270	310
11 埼玉	23,400	780	200	270	310
12 千葉	23,700	790	200	280	310
13 東京	24,300	810	200	280	330
14 神奈川	24,300	810	200	280	330
15 新潟	23,700	790	200	280	310
16 富山	24,300	810	200	280	330
17 石川	24,300	810	200	280	330

赤字が改正箇所

★本年4月から、すべての都道府県において、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます（一部、据え置きあり）。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無とその金額を必ずチェックしておく必要があります。お声がけくだされば、令和7年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。

豆知識情報

時効(法115、法附則143-III)

【消滅時効期間】

① 賃金請求権（②を除く）	5年（当分の間3年）
② 退職手当請求権	5年
③ ①②以外（災害補償、年次有給休暇等）の請求権	2年



4/1 ● 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法、改正雇用保険法の施行

4/10 ● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限

4/30 ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

◆あつがき◆ 三寒四温とは冬季に寒い日が3日程続き、その後4日程温暖な日が続き、また寒くなるというように7日周期で寒暖が繰り返される現象を言います。この春への変り目ではもっとサイクルが短いようですが。予報が当たる昨今、プレー予定日寒ければ、日を変えてラウンドしたいです。